

学校における働き方改革推進本部（第6回）
議事次第

日 時：令和4年8月29日（月） 10：45 ～ 11：25

場 所：オンライン開催

議 題：学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況の進捗状況について

資 料：

【資料】学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況

【参考資料1】公立学校における働き方改革の推進

【参考資料2】学校における働き方改革推進本部の構成員について

【基本的な考え方】

学校における働き方改革は、何か一つやれば解決するといったものではなく、国、教育委員会、学校が連携し、それぞれの立場において取組を進めていくことが重要。

DX、グローバル化、少子化・過疎化等の様々な社会の変化や子ども達の多様化を踏まえた新たな学校教育が求められる中、それを担う質の高い教師を十分に確保していく観点からも、学校における働き方改革の推進をこれまで以上に強力に進めていくため、PDCAサイクルの推進を図る。

これまでの示された検討の方向性

(前回(第5回)の推進本部において整理されたもの等)

これまでの取組状況と成果

今後の方向性

① 指導体制の整備

教職員定数の改善・支援スタッフの配置拡充

《少人数学級の計画的な整備》

- 小学校の35人学級の計画的な実施を進めるとともに、多面的な観点からその効果の検証等を行い、その結果を踏まえ、中学校を含めた学校の望ましい指導体制の在り方を検討

《教科担任制の推進》(※1)

- 令和3年7月にとりまとめた、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度からの予算要求において対応

《支援スタッフの配置拡充》

- 教員業務支援員等の支援スタッフの配置を更に拡充するため、所要の予算を計上
- 学校教育法施行規則に位置付けた教員業務支援員等について、地方自治体における配置を促進
- 支援スタッフの活用の効果に関する検証を行い、今後の望ましい指導体制に向けた役割や配置の在り方を検討

教職員定数の改善・支援スタッフの配置拡充

《少人数学級の計画的な整備》

- 公立小学校の学級編制の標準を35人へ引き下げる義務標準法の改正を踏まえた定数改善を図り、令和4年度は第3学年の学級編制の標準を35人に引下げ

《教科担任制の推進》(※2)

- 令和4年度から、外国語、理科、算数及び体育について、小学校高学年における教科担任制の推進に関する段階的な定数改善を実施(小学校高学年における教科担任制の推進 R4加配:950人)

《支援スタッフの配置拡充》

- 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)や学習指導員、部活動指導員等の支援スタッフの配置の充実(例)教員業務支援員の配置支援 R3:39億円→R4:45億円)
- 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の補助金について、各自治体における働き方改革の取組状況を踏まえた査定を実施
- 令和3年度教育委員会における学校の働き方改革の取組状況調査を踏まえた取組の一層の推進について通知を发出し、教員業務支援員の配置促進等を依頼(令和4年1月)
- 「全国の学校における働き方改革事例集」の改訂に際し、教員業務支援員の有効活用に焦点を当てた特集を掲載(令和4年2月)

教職員定数の改善・支援スタッフの配置拡充

《少人数学級の計画的な整備》

- 小学校35人学級について、令和7年までに計画的に整備

《教科担任制の推進》(※3)

- 小学校高学年における教科担任制の推進に関する定数改善を着実に図り、令和4年度から4年程度をかけて段階的に取組を推進

《支援スタッフの配置拡充》

- 教員業務支援員等の支援スタッフの配置を更に拡充するため、所用の予算を計上するとともに、各教育委員会における働き方改革の取組状況を勘案した配分を実施予定(予算措置)

《効果検証》

- 少人数指導、支援スタッフの活用の効果に関する検証を行い、今後の望ましい指導体制に向けた役割や配置の在り方を検討

② 授業

教科担任制の推進・標準授業時数の弾力化

《教科担任制の推進》

※1再掲

《標準授業時数の弾力化》

- 中教審答申(令和3年1月)を踏まえ、文部科学大臣の指定により、総枠として授業時数は引き続き確保しつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を認め、特別の教育課程を実施することができる制度(授業時数特例校制度)を創設(令和3年7月)

教科担任制の推進・標準授業時数の弾力化

《教科担任制の推進》

※2再掲

《標準授業時数の弾力化》

- 令和4年度から授業時数特例校制度を実施(令和4年度指定校数:28校)

教科担任制の推進・標準授業時数の弾力化

《教科担任制の推進》

※3再掲

《標準授業時数の弾力化》

- 今後、授業時数特例校制度の実施状況等を検証し、その結果を踏まえ、標準授業時数の在り方について検討

学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況②(前回の推進本部開催(R3.8)～現在まで)

これまでに示された検討の方向性

(前回(第5回)の推進本部において整理されたもの等)

これまでの取組状況と成果

今後の方向性

③ 学校DXの推進

ICT環境整備の支援

- ハード・ソフト・人材を一体とした学校ICT環境の整備を進める
- 統合型校務支援システムについては、導入状況や課題等を把握するため「校務支援システム導入状況調査」を実施しており、その調査結果を踏まえ、今後の対応策を検討
- GIGA端末をはじめとしたICTを活用した校務改善に関する取組事例を展開

ICT活用の推進

- 指導者用端末や授業環境高度化のための機器の整備
- ICT支援員やGIGAスクールサポーターの配置促進
- GIGAスクール運営支援センターの整備
- 令和3年12月に「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」を立ち上げ、学校における働き方改革をより進めるための校務の情報化の在り方について検討中

学校DXの推進

- 左記の専門家会議において、GIGAスクール構想の下での校務の情報化に向けた中間まとめを8月にとりまとめ、最終的な提言を年度内にとりまとめる予定
- 専門家会議の方向性等も踏まえ、次世代の校務デジタル化に関する実証事業を実施予定(予算措置)
- GIGAスクール運営支援センターの機能強化(予算措置)

④ 教員免許更新制の発展的解消

発展的な解消に向けた具体的検討・調整に着手

- 文部科学省として必要な体制を整備した上で、公立学校教師の任命権者に対する研修受講履歴の記録管理、履歴を活用した受講の奨励の義務づけ、教師の資質能力に関する国の指針の改正など、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的検討・調整に着手
- 教師の成長に責任を有する学校管理職の在り方の見直し、マネジメント能力の向上が進んでいくことが「新たな教師の学びの姿」を実現する上で必須の条件であることから、教職員集団を率いる校長等の管理職の在り方についても、中教審の議論も踏まえながら検討を深める

法改正による免許更新制の発展的解消

- 第10期中教審において、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を実施
- 第11期中教審において、令和3年11月、中教審『『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会』『教員免許更新制小委員会』で集中的に検討を行い『『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて』(審議まとめ)を公表
- 中教審の審議まとめを踏まえ、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正し、校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成、資質の向上に関する指導及び助言等による規定を整備するとともに、教員免許更新制を発展的に解消
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

研修の充実等

- 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針において、校長に求められる資質能力を明確化するとともに、効果的・効率的な研修実施方法に関して最適化を図ることや、限られた時間や資源の中で、効果的・効率的な方法により行われる必要性について記載
- 国が教員研修受講履歴記録システムを研修プラットフォームと一体的に構築し、研修コンテンツの共有や受講完了と同時に履歴として記録される仕組みを搭載。教師や教育委員会の負担軽減を図る(予算措置)

⑤ 学校向け調査の削減

統計調査等の負担軽減に向けた見直しの実施

〈統計調査〉

- オンライン調査の回答画面において入力項目に関する手引きを適宜参照できる機能を追加する等により、回答者の負担軽減に資する取組の実施検討を進めており、令和3年度の学校基本調査から順次実施
- 令和4年度の次期統計システム導入にあわせ、学校基本調査や学校教員統計調査において、全国の学校に固有のコードとなる「学校コード」を活用することで回答項目の削減を進め回答者の負担軽減を図る
- 統計調査について、調査項目や調査対象の差異や重複について明らかにすることで、重複項目の削減等の可能性について検討を進める

〈その他調査〉

- 学校現場を対象として行う調査について、調査頻度や調査項目の削減等の不断の見直しを行う

統計調査等の実施期間の見直し等を実施

〈統計調査〉

- 学校基本調査については令和3年度調査より、学校保健統計調査については令和4年度調査より、回答の準備期間を1か月程度長く確保する取組を実施
- 学校保健統計調査について、令和4年度調査より速報と確報を一本化
- オンライン調査で活用する電子調査票について、学校基本調査等の基幹統計において随時見直しを実施
- 上記の他の統計調査について、「学校における働き方改革に資する負担軽減の取組について(中間報告)」(令和2年8月31日 文部科学省統計改革推進本部)に基づき学校の負担軽減に関する取組の検討を実施

〈その他調査〉

- 令和4年度から全国の学校等に対する調査を効率化するため、文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)を構築し、試行的に運用
- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施 (H19:34件→R4:26件)

統計調査等の負担軽減に向けた見直しの実施

〈統計調査〉

- 学校保健統計調査について、統合型校務支援システムを活用した統計調査における学校の負担軽減に資する具体的な方策を検討(予算措置)
- 学校基本調査等において、調査項目の精選に向けた検討を実施
- 地方教育費調査等において、調査回数削減について検討を実施
- 上記の他の統計調査について、「学校における働き方改革に資する負担軽減の取組について(中間報告)」(令和2年8月31日 文部科学省統計改革推進本部)に基づき学校の負担軽減に関する取組の検討を引き続き実施

〈その他調査〉

- 令和5年度から文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)の本格運用を開始(予算措置)
- 学校現場を対象として行う調査について、調査頻度や調査項目の削減等の不断の見直しを行う

学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況③(前回の推進本部開催(R3.8)～現在まで)

これまでに示された検討の方向性

(前回(第5回)の推進本部において整理されたもの等)

これまでの取組状況と成果

今後の方向性

⑥ 全国学力・学習状況調査

CBT化に向けた検討と試行・検証の実施

- 「全国的な学力調査のCBT化検討ワーキンググループ 最終まとめ」を踏まえ、令和6年度からの順次CBTの導入に向けて、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実に実現に向けて取り組む
- 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインでの回答方式について、令和3年度の実施状況等を踏まえ、令和4年度以降の調査における対象規模の拡大に向けて検討

試行・検証の実施及び令和4年度調査におけるCBT化

- 令和3年10～11月に、約1万人の児童生徒を対象に、小規模からの試行・検証を実施し、学校での実施体制や必要となるサポート体制等について検証
- 令和4年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査について、約20万人の児童生徒を対象に、オンラインでの回答方式で実施

継続的な試行・検証

- 同ワーキンググループの最終まとめを踏まえ、これまでのCBT化に向けて、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実に実施に向けて取り組む
- 令和4年10～11月に、10程度の自治体(市町村)を対象に、実施方法や学校支援策、記述式や英語「話すこと」の口述式の問題等について試行・検証を実施
- 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインでの回答方式について、令和4年度の実施状況等を踏まえ、令和5年度調査においては最大で約100万人を対象に実施
- 令和5年度調査における中学校英語「話すこと」の調査について調査全体のCBT化(令和6年度から順次導入)の試行・検証段階であることなどを踏まえ、調査日を一定期間とり、日にちを分散して、CBT(オンライン方式)で実施

改正給特法の着実な実施

- 「在校等時間等に関する指針」については、全ての都道府県・指定都市において、令和3年度中に条例・規則等の整備が行われるよう、引き続き状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行う
- 一年単位の変形労働時間制については、個別の問合せへの丁寧な対応やQ&Aの改訂等を行い、引き続き制度の意義や内容等について周知を図る

改正給特法の着実な実施

- 「在校等時間等に関する指針」については、「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について(通知)」において、改めて指針の条例・規則等への反映を要請するとともに、各種研修会等において、各都道府県・指定都市の人事管理担当者に要請
- 66県市(99%)において、条例・規則を整備済み又は令和3年度中に整備予定(令和3年9月時点)
- 一年単位の変形労働時間制の活用については、各種の周知を行っており、令和3年度中に12道県市において条例を制定済み

改正給特法の着実な実施

- 「在校等時間等に関する指針」については、全ての都道府県・指定都市において、条例・規則等の整備が行われるよう、引き続き状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行う
- 一年単位の変形労働時間制については、個別の問合せへの丁寧な対応や既に導入している自治体における活用状況について情報提供を行うなど、引き続き制度の意義や内容等について周知を図る

客観的な勤務時間管理の取組の促進

- 在校等時間を把握していない市区町村教育委員会に対し、個別に状況を確認し、在校等時間把握に向けた取組が十分でない場合は指導を行う
- 全ての都道府県・市区町村教育委員会において、令和3年度中にICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握することを目指し、あらゆる機会を捉えて教育委員会に対する指導助言を徹底
- 引き続き、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」において自治体毎の状況を公表するとともに、在校等時間を把握していない市区町村教育委員会については、具体的な市町村名を明示
- 在校等時間の客観的な把握を求めている教職員加配や補習等のための指導員等派遣事業の申請に当たり、その確認の在り方など運用を厳格化

客観的な勤務時間管理の徹底

- 全ての教育委員会において、在校等時間の把握は実施済み
- ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握するよう各自治体に対して要請。客観的な方法による在校等時間の把握を行っていない市区町村教育委員会に対し、個別に取組状況をフォローアップ
- 「教育委員会における学校の働き方改革の取組状況調査」で自治体毎に実施の有無を公表(令和元年12月、令和2年12月、令和3年12月) 都道府県・政令市では100%、市区町村では85.9%が客観的な方法で勤務実態を把握(令和3年9月時点)
- 【参考:時間外勤務が月45時間以下の教職員の割合(H30→R3)】
小:41%→64%(23ポイント増加)、中:28%→47%(19ポイント増加)
- 「補習等のための指導員等派遣事業」における教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)に係る補助金について、在校等時間の客観的な把握を含む働き方改革の取組状況を勘案した配分を実施

客観的な勤務時間管理の徹底

- 全ての教育委員会において、ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握することを目指し、あらゆる機会を捉えて教育委員会に対する指導助言を徹底

⑦ 改正給特法の着実な実施と客観的な勤務時間管理の徹底

学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況④(前回の推進本部開催(R3.8)～現在まで)

これまでに示された検討の方向性

(前回(第5回)の推進本部において整理されたもの等)

これまでの取組状況と成果

今後の方向性

勤務実態調査の実施に関する準備

- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に際し、衆・参両院において、「3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる」旨の附帯決議等も踏まえ、調査の実施に向け、令和4年度予算要求において対応

勤務実態調査の実施

- 令和4年度に公立小学校・中学校等教員勤務実態調査を実施
- 調査概要
 - 対象: 小学校、中学校、高等学校
 - 期間: 8月、10月11月のうち連続する7日間
 - 規模: 計 2,700校程度
 - 方法: 各学校の働き方改革の取組等と教員の勤務実態とを一体的に把握

勤務実態調査の実施・分析

- 前回(平成28年度)の勤務実態調査のスケジュールを踏まえると、令和5年の春頃に速報値を公表した後、回答データのきめ細かな分析を行い、令和5年度末頃までに確定値を公表することを想定

休日の部活動の段階的な地域移行の全国展開

- 有識者検討会議において、令和5年度から着実に段階的な地域移行を進めるために、地域の受け皿整備、連携方策、地域部活動等の在り方、指導者の質・量の確保方策、大会の在り方等について検討
- 実践研究において、地域の実情に応じた多様な取組事例を創出するとともに、その成果を全国に広く情報発信

休日の部活動の地域移行に向けた提言のとりまとめ 等

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度は、運動部では47都道府県12政令指定都市、文化部では26都道府県において、地域の受け皿整備等に関する実践研究を実施(令和4年度も継続して実践研究を実施)
- 有識者会議において、令和7年度末までを目途とした休日の部活動の地域移行や地域における受け皿の整備方策等について、運動部活動については、6月6日に、文化部活動については、8月9日に取りまとめ

部活動の地域連携と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備の推進

- 実践研究の事例集の作成・普及
 - ガイドラインの改訂や各種通知(兼職兼業、学習指導要領、高校入試、教師の採用・選考等)の発出
 - 地域移行の実態に関する調査
 - 提言の内容を踏まえた新規要求(予算措置)
 - ①受け皿となる運営団体等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターの配置支援
 - ②運営団体等の体制整備等への支援
 - ③実技指導等を行う指導者の配置・養成や人材バンク設置のための支援
 - ④経済的に困窮する世帯の子供についての参加費用負担への支援
- 等に取り組み、部活動の地域連携と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備を推進する

学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況⑤(前回の推進本部開催(R3.8)～現在まで)

これまでに示された検討の方向性

(前回(第5回)の推進本部において整理されたもの等)

これまでの取組状況と成果

今後の方向性

働き方改革に関する事例の横展開等

- 学校における働き方改革のための取組を推進するため、フォーラムの開催や事例展開(GIGA端末をはじめとしたICTを活用した校務改善に関する取組事例の展開)を行うとともに、文部科学省のウェブサイト「StuDX Style」において事例を紹介する等、全国に更なる情報の横展開を図る
- 教諭・事務職員の標準職務例について、各教育委員会の人事担当者を集めた説明会や研修会等、機会を捉えて周知を図る

働き方改革に関する事例の横展開等

- 事例展開等を目的としたフォーラム開催(令和2年1月、令和3年3月、令和4年2月)
- 教育委員会や学校現場の事例を集めた「取組事例集」の公表(令和2年3月、令和3年3月、令和4年2月)
- 各教育委員会の人事担当者を集めた説明会や研修会等、機会を捉えて周知を図る

働き方改革に関する事例の横展開

- 学校における働き方改革のための取組を推進するため、フォーラムの開催や事例展開、働き方改革の取組に関するチェックリストの作成等を行うとともに、文部科学省のウェブサイト「StuDX Style」において事例を紹介する等、全国に更なる情報の横展開を図る

教職を目指す方への実態調査の実施・情報発信の強化

- 中教審等において、エビデンスに基づいた検討を進めるため、「学生の教職への志望動向に関する調査」を実施
- 「#教師のバトン」プロジェクトのなかで、学校現場の創意工夫や進みつつある改革の事例の紹介や、教育施策の最新の動向の解説を行う

「教師不足」に対する対応、教職を目指す方への情報発信

- 令和4年1月に「教師不足」に関する実態調査を公表し、結果に基づき、各自治体の教師不足の改善に向け、特別免許状の積極的な活用等を促す通知を发出(令和4年4月)
- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(中教審諮問)(令和3年3月)の中で、優れた人材確保のための教師の採用等の在り方についても審議中
- 「学生の教職を含む進路動向に関する調査」を実施、結果について分析中
- 部活動改革の取組や働き方改革に関する「取組事例集」など文部科学省の取組、中央教育審議会での審議の状況、教育長等のインタビュー記事を発信(随時)

「教師不足」に対する対応、教職を目指す方への情報発信

- 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会における、
 - ✓ 教員採用選考の早期化・複線化
 - ✓ 大学等の学習成果を活用した人物重視の教員採用選考
 - ✓ 特別免許状の授与手続・基準の透明化などによる多様な人材の確保などの議論を踏まえた、教職の魅力向上に向けた取組の検討・推進
- 教員免許状を保有しているものの教職に就いたことがない者等の円滑な入職を支援するオンライン研修コンテンツの充実(予算措置)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の普及・促進

- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第5号)の附則に基づき、コミュニティ・スクールの今後の在り方に関する検討を実施し、今後の推進方策を含め取りまとめる

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 補助事業において「学校における働き方改革を踏まえた活動」を補助要件として明示し、財政支援を実施
- 補助事業において、地域と学校をつなぐ調整役である地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化、都道府県等への「CSアドバイザー」の配置等を支援
- 関係者への理解促進に向けて、「CSマスター」の派遣やフォーラムの開催等を実施
- コミュニティ・スクールの導入促進、質的向上、地域学校協働活動との一体的推進等に関する「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」を取りまとめ(令和4年3月)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 引き続き、補助事業において、「学校における働き方改革を踏まえた活動」のための財政支援(地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化、都道府県等への「CSアドバイザー」の配置等)を実施するとともに、関係者の理解促進に向けて「CSマスター」の派遣やフォーラムの開催等を行う

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- < 上限時間 > ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

平成28年度の時間外在校等時間の状況（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

小学校：月約59時間、年約700時間、中学校：月約81時間、年約1,000時間

時間外勤務が月45時間以下の教職員の割合（5月）（教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査）

平成30年度→令和3年度：小学校：41%→64%（**23%増加**）、中学校：28%→47%（**19%増加**）

少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

部活動の見直し

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
- 検討会議の提言を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行（※）と地域のスポーツ・文化環境の一体的な整備を推進
※提言では、令和5年度からの3年間を目標

教員免許更新制の発展的解消等

- 法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討
- 統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置）

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R4：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R3.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	85.9%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施

学校における働き方改革推進本部の構成員について

参考資料 2

令和3年5月10日現在

- (本部長) 文部科学大臣
- (副本部長) 文部科学副大臣
- 文部科学大臣政務官
- 事務次官
- 文部科学審議官
- 官房長
- 総括審議官
- 学習基盤審議官
- 総合教育政策局長
- 初等中等教育局長
- 高等教育局長
- 高等教育局私学部長
- スポーツ庁次長
- 文化庁次長
- 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
- 大臣官房総務課長
- 大臣官房会計課長
- 初等中等教育局初等中等教育企画課長
- 初等中等教育局財務課長